

News Letter 2023年12月号

設備投資13%増えています！

経営者が検討すべき設備投資と支援策



経営革新等支援機関推進協議会

CONTENTS

- 1 2023年度の設備投資計画
- 2 おすすめの補助金など5選
- 3 経営力向上計画のメリット
- 4 経営力向上計画のポイント

① 2023年度の設備投資計画

10月に発表された日銀短観において、2023年度の設備投資計画は**前年度比13.0%増加**となりました。前回調査(2023年6月)における11.8%を超えて上方修正されています。また前年度の9.2%を3.8ポイント上回りました。

大企業では13.6%、中堅企業では15.9%増加の計画となり、中小企業における設備投資も前年度比8.0%増加となっています。中小企業については設備不足感が強いといわれる非製造業において、投資予定が14.8%の増加へと急増しています。

中小企業の経営者は同業他社の投資に遅れをとらないよう、攻めの投資を検討する必要があります。

△ 土地投資が減少傾向

◎ ソフトウェア投資が増加中！

② おすすめの補助金など5選

中小企業においても前年度を上回る設備投資が計画されている中、中小企業の経営者としては同業他社に遅れることなく、自社において必要な投資を検討することが求められます。中小企業を取り巻く経営環境で最も喫緊の課題は人手不足とコスト上昇です。これらへの対策に使える公的支援策のうち、おすすめ5選を紹介します。

- ① IT化、DX化投資が対象**IT導入補助金**
- ② 新製品開発、生産性向上のための投資**ものづくり補助金**
- ③ 成長を加速するM&Aに使える**事業承継・引継ぎ補助金**
- ④ 人手不足対策と賃上げが対象**業務改善助成金**
- ⑤ 補助金と併用できる税制優遇がある**経営力向上計画**



② おすすめの補助金など5選

1 IT化、DX化投資が対象IT導入補助金

IT導入補助金は、会計システムや受発注システムの刷新などソフトウェア投資が対象となる補助金です。補助率は最大4分の3、補助上限額は最大350万円です。

インボイス制度、2024年1月に開始される電子帳簿保存法、そして電子商取引に対応するためのシステム投資を自社に導入する時に役立ちます。中でもデジタル化基盤導入類型は、PCやタブレット、決済端末などのハードも補助対象となります。

2 新製品開発、生産性向上のための投資ものづくり補助金

新製品の開発や生産性向上などの投資に使える補助金です。補助率は最大3分の2、補助上限額は最大5,000万円です。自社の業務フローが見える化できる生産管理システムの導入や、生産性の優れた機械装置の導入なども対象となります。

3 成長を加速するM&Aに使える事業承継・引継ぎ補助金

事業承継やM&Aにより経営を引き継ぐとともに、新製品開発など新たな取り組みをおこなう企業が対象となります。例えばM&Aにより経営を引き継いだ企業に新しい生産方式を導入するとともに、デジタル化による生産性向上を図るケースなどです。補助率は最大3分の2、補助上限額は最大800万円です。

② おすすめの補助金など5選

4 人手不足対策と賃上げが対象業務改善助成金

人手不足対策として賃上げをおこなうと同時に、設備投資による生産性向上投資をおこなう企業が増えています。賃上げとともに自動化投資や教育訓練をおこなう企業が対象の助成金が業務改善助成金です。

事業場内最低賃金の引上げ幅と対象人数に応じて、助成率は最大10分の9、助成上限額600万円が支給されます。

2023年8月31日に下記のとおり対象が拡充されました。従来は対象外であった場合は、自社が拡充範囲に該当しているか再確認しておきましょう。

- ・ 地域別賃金と事業場内最低賃金の差額を50円以内に拡大(従来は30円)
- ・ 賃金引上げ計画の提出が不要(50名以下の事業場かつ2023年12月31日までの賃上げが対象)
- ・ 助成率区分の見直し(例 事業場内最低賃金額が930円の場合の助成率を4分の3から5分の4へ引上げ)



5 補助金と併用できる税制優遇がある経営力向上計画

PICK UP!

競争力向上のための設備投資について経営力向上計画の承認を受けると、さまざまな税制優遇措置を受けることができます。税額控除または特別償却については補助金との併用が原則として可能であるため、設備投資前に承認をとることを検討しましょう！

③ 経営力向上計画のメリット

補助金加点や税制支援が受けられる！

- 小規模事業者持続化補助金の申請時における**加点**措置
- 設備投資についての**即時償却**または取得価額の10%の**税額控除**が可能

その他の支援措置も！

- **金融支援**: 政策金融機関の低利融資、民間金融機関の融資に対する信用保証、債務保証等の資金調達に関する支援を受けることができます。
- **法的支援**: 業法上の許認可の承継の特例、組合の発起人数に関する特例、事業譲渡の際の免責的債務引受に関する特例措置を受けることができます。

※各支援措置については、詳しくは「中小企業等経営強化法に基づく支援措置活用の手引き」をご覧ください。

④ 経営力向上計画のポイント

✓ 累計で161,454件が認定

✓ 申請書様式は3枚

①企業の概要、②現状認識、③経営力向上の目標及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標、④経営力向上の内容、⑤事業承継等の時期及び内容(事業承継等を行う場合に限りです。)など簡単な計画等を策定することにより、認定を受けることができます。

✓ 計画策定をサポート

認定経営革新等支援機関(商工会議所・商工会・中央会や士業、地域金融機関等)に計画策定の支援を受けることができます。また、ローカルベンチマークなどの経営診断ツールにより、計画策定ができるようにしています。

✓ 経営力向上計画プラットフォームの利用には、GビズIDアカウントが必要

最後までご覧いただき ありがとうございました

▼▼今回の内容の公的サイトリンクは概要欄へ▼▼



経営革新等支援機関推進協議会